

意見公募手続(パブリックコメント)

ご意見をお聴かせください

次の2つの素案について、皆さんからのご意見をお聞かせください。

- 名 称 ①鹿屋市議会基本条例(素案)  
②鹿屋市議会議員定数及び議員報酬の素案について
  - 計画案の目的  
①議会に関する基本的な事項、議会活動の基本ルールを定め、議会における最高規範となる条例を制定するもの。  
②特別委員会において、議員定数及び議員報酬の素案を取りまとめたもの。
  - 閲覧場所 市ホームページ、議会事務局、情報公開室、各総合支所、各出張所
  - 提出方法 直接持参、郵送、FAX 又は Eメールで提出してください。
- ※提出用紙は、市ホームページ、閲覧場所にあります。
- 提出期間 1月18日(金)～2月1日(金)
- 問 議会事務局(2階) 〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1  
☎0994-31-1143 FAX0994-41-2939  
Eメール: gikai@e-kanoya.net

交付者以外の控除対象者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。  
なお、障害者手帳等の交付を受けている場合は、認定書の交付はできません。  
おむつ代医療費控除確認書の交付について  
確定申告の際、申告する本人又は扶養親族のおむつ代について医療費控除を受ける人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、

次の要件に該当する人は「おむつ使用証明書」の代わりに市の交付する「おむつ代医療費控除確認書」の提出が認められています。  
● 要件  
①おむつ代医療費控除を受けることが2年目以降である人  
②介護保険法の要介護認定に係る主治医意見書で、「障害高齢者の日常生活自立度」の記載が「B1、B2、

C1又はC2」かつ「尿失禁の可能性」の記載が「あり」の人  
※詳しくは、お問い合わせください。  
問 市高齢福祉課  
(1階⑦番窓口)  
☎0994-31-1116  
各総合支所市民生活課



お知らせ

ミツバチを飼育する皆さんは飼育届を提出してください

養蜂振興法が1月に改正され、養蜂業者に限らずミツバチを飼育する人は、毎年1月に飼育届の提出が必要となりました。

該当する人は、1月末までに速やかに提出してください。手数料は不要です。

なお、花粉交配用に一時的に飼育し、蜂蜜等を販売しない場合など届出が不要な場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

問 大隅地域振興局農政普及課  
☎0994-52-2140

平成25年度鹿屋市田崎多目的運動広場の利用日程調整会議を開催

今年の4月及び5月に、田崎町にある鹿屋市田崎多目的運動広場で大会等を予定している団体等の「利用日程調整会議」を開催します。  
日時 2月7日(木) 18時～  
場所 田崎地区学習センター

- 留意事項  
○原則として、利用日程調整会議に参加した団体等を優先しますので、利用を希望する団体等は、必ず調整会議に出席してください。  
○出席する際は、2月4日(月)までに、「利用日程事前確保申込書」に記入のうえ、提出してください。  
※申込書は、かのやグラウンド・ゴルフ場管理事務所へお問い合わせください。  
○6月以降分については、3月

問 かのやグラウンド・ゴルフ場管理事務所  
☎0994-42-3222



催し

言語学者・金田一秀穂氏講演会  
「世界一受けたい心地よい日本語」

日時 1月20日(日) 13時30分～  
場所 市文化会館

- 料金  
一般 1,000円  
高校生以下 500円  
※未就学児の入場はご遠慮ください。

問 市文化会館  
☎0994-44-5115

「かのや『ばら』と『海』フォトコンテスト2012」入賞作品を展示

● 展示期間及び場所

場 所	期 間
吾平振興会館	1月22日(火)～2月13日(水)
輝北コミュニティセンター	2月15日(金)～3月10日(日)
串良公民館	3月12日(火)～28日(木)

問 市商工観光課(2階)  
☎0994-31-1121